

大阪府知事 吉村 洋文 様

## 障害児者の教育・福祉・医療等の拡充を求める要望書

障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会  
連絡先団体／障害者(児)を守る全大阪連絡協議会

〒558-0011 大阪市住吉区荻田5-1-22

大阪障害者センター内

TEL 06-6697-9005

FAX 06-6697-9059

### <教育>

1. 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
  - ①府内各地域に、小・中・高等部のある知的障害支援学校を、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、緊急に設置してください。
  - ②特別支援学校設置基準における校舎面積基準、学級編成基準の不適合の解消、教室不足の解消をできる限り早期に行うことを定めた新校整備計画をただちに策定してください。
  - ③知的障害支援学校の適正規模 150～200 人(1992 年度学教審答申)を踏まえ、各学校の施設に見合った在籍者数となるよう、知的障害支援学校の増設をすすめてください。とりわけ、在籍者数が 300 人を超える学校については、早急に解消してください。
  - ④文部科学省の教室不足調査(2023 年度)において、「授業の実施に支障が生じており、今後整備する必要がある教室」にあげた 370 室を早急に解消するため、支援学校建設を基本にすえて必要な対応を行ってください。
  - ⑤府立支援学校の通学区域割については、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、福祉圏域、生活圈域(放課後等デイサービスの利用を含む)を守ってすすめてください。また、増加する児童生徒数に対して、通学区域割りの安易な変更等の対応をおこなうのではなく、父母・教職員、関係者との合意を前提とした計画的な教育条件整備を実施してください。
  - ⑥児童生徒の将来推計については、市別・学校別・学部別のデータなど詳細な情報を公開してください。
  - ⑦学校施設の耐震化や校舎の老朽化対策のための大規模改修、児童生徒数の増加に合わせた教室の確保など、府立支援学校の教育条件整備を行ってください。
  - ⑧泉南地域・北河内地域に、肢体障害のある子どもが安心して学べる小・中・高等部のある府立支援学校を建設してください。
  - ⑨北河内地域の支援学校の教育環境を改善してください。
    - ア)本校化する交野支援学校四條畷校に関連して、普通教室は南向きに配置し十分な面積を確保してください。音楽室と図工・美術室は十分な面積で各 3 室確保してください、日常生活学習室、理科室など特別教室を十分に確保し、特別教室の兼用は行わないでください。雨天等、運動場などが使用できないときの屋内活動場所や学年集会や大人数の授業用の教室を確保してください。子どもがパニックになるなど不安定なときにクールダウンできる部屋を確保してください。その他、児童生徒にとって快適な教育環境を整備してください。

- イ) 本校化する交野支援学校四條畷校に関連して、快適な教育環境を整備するために小学部棟を設置してください。小学部棟を設置しない場合は、学校規模を出来島支援学校と同様の 260 人までにしてください。また、必要な教室を確保し教育環境を整えるために民間貸し出しスペースではなく特別教室を設置してください。
- ウ) 交野支援学校四條畷校の工事中の移転に関連して、生徒・保護者への配慮と丁寧な説明、教育環境の整備、余裕を持った移転詳細スケジュールの管理、教職員への適切な対応、専門業者による備品・教材の移動計画策定、移転後のフォローなどの必要な対策を行ってください。
- エ) 北河内の知的支援学校在籍人数が、昨年度から 61 人増加して、1254 人になりました。枚方支援学校、寝屋川支援学校、交野支援学校四條畷校、守口支援学校の 4 校ともに、慢性的な教室不足が続く教育活動に支障が出ています。改修・改築や増築など緊急に対策を講じてください。
- オ) 2029 年度の交野支援学校四條畷校の本校化だけでは、北河内地域の支援学校の設置基準不適合を解消することができません。早急に枚方・交野地域と門真地域に小学部・中学部・高等部のある知的支援学校を新設してください。
- ⑩ 交野支援学校四條畷校の本校化に伴う、仮校舎への一時移転・通学区域割の変更等について、東大阪市在住の関係する生徒が落ち着いて通学し、保護者が安心して子どもを預けることができるよう以下の項目について要望します。つきましては、以下の項目について要望します。
- ア) 四條畷校高等部校区の東大阪市在住生徒が八尾支援学校中学部および地域の中学校を卒業する時、四條畷校高等部・東大阪支援学校高等部・八尾支援学校高等部を選択できる特例を認めてください。
- イ) 校舎移転に伴い、デイサービス等の福祉サービスが継続して使うことができるよう、関係機関に働きかけてください。
- ウ) 新しい四條畷校の開校時の通学区域割の変更において、四條畷校在籍生徒全員が新しい四條畷校に通学できるようにしてください。
- エ) 新しい四條畷校の開校に向けて、保護者・教職員・関係者への丁寧な情報提供を行うとともに、より良い学校となるよう意見を聞いてください。
- オ) 東大阪市に小学部・中学部・高等部のある知的障がい支援学校を新設し、小・中・高の12年間同一の学校に通えるよう条件整備を行ってください。
- ⑪ 豊能地域および大阪市北東部の新校を整備するにあたっては、現場や保護者、地域住民の意見を十分に取り入れ、小学部棟の設置や必要な特別教室等、施設設備の整備をしてください。
- ⑫ 教室不足が深刻な八尾支援学校について、その具体的な解消方策を早急に講じてください。
- ⑬ 文部科学省に対し、実効性ある「特別支援学校設置基準」となるよう見直しを求め、国庫補助率を引き上げるなど、教育の充実にかかる予算措置を講じるよう国に要望してください。
- ⑭ 「特別支援学校設置基準」を既存校にも適用し、基準を満たしていない学校については、直ちに基準を満たすための改善措置を講じることができるよう、予算を措置してください。
- ⑮ 2025 年度から 2027 年度までの国の特別支援学校整備等のための集中取組期間をさらに延長するよう国に要請し、大阪府として「過大・過密」「教室不足」を解消するための学校整備を早急にすすめてください。
- ⑯ 同一敷地内に 2 つの支援学校が設置されている場合において、高等支援学校の入学試験の日に支援学校を休校にしないなど、児童生徒の教育環境に影響が及ばないようにしてください。
- ⑰ 各支援学校に、十分な量の児童・生徒用の更衣室を整備してください。
- ⑱ 子どもの実態に合わせたトイレの改善・整備を行い、老朽箇所の改修を計画的に行ってください。
- ⑲ 冷暖房の適切な使用に資するため、全支援学校に対して十分な額の光熱水費予算を配当してください。
- ⑳ 教育活動に支障が生じないよう、教職員の旅費予算は必要十分な額を確保してください。
- ㉑ 府立支援学校の特別支援教育コーディネーターが地域の保護者や学校からの相談要請に応えられるように、大阪府教育委員会として、独自で加配するなど、相談支援体制を拡充してください。また、学校教育審議会答申で示された「支援学校のセンター的機能の発揮」に見合う十分な教職員の配置を府立支援学校におこなってください。
- ㉒ 大阪わかば高校敷地内への生野支援学校の新築移転について、450 人を想定した「超大規模校」ではな

く、適正規模の学校にしてください。そして、府内の支援学校が適正規模となるよう各地域に適正規模の支援学校を整備してください。

②③今後の知的障害支援学校の増設においては、必ず小学部棟を新設してください。

②④出来島支援学校および現在進められている新校整備において、校舎内の一部を就労系障がい福祉サービス事業所への貸し出し事業をただちに中止・計画を撤回し、子どもたちの学習スペースとして活用できるよう整備してください。

②⑤府立支援学校の在籍者数増の対策として、学校教育審議会答申で示された「高校と支援学校の併設」の具体化ではなく、支援学校の抜本的な増設をおこなってください。

②⑥この間、小学部児童、中学部生徒が急増するも、年々教職員の配置が手薄になっています。各学校の実態に見合った大阪府独自の教職員加配を行い、充実した指導を行えるようにしてください。

## 2. 安全・安心で適正な、通学時間・通学距離を保障してください。

①スクールバスの民間委託化方針を撤回し、直営でのスクールバス運行を行ってください。

②適正規模の府立支援学校を各地域に建設するとともに、スクールバスの増車等の対策を緊急に講じ、自宅から40分以内で通学できるようにしてください。なお、早急に60分を超える乗車時間を解消してください。当面暫定的な措置として、通学時間が60分を超えるコースのバスにはトイレを設置してください。

③医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に通学できるようにしてください。

④スクールバスを小型にして、自宅の近くから乗降できるように送迎ルートを改善してください。

⑤小型スクールバスの添乗員は、乗車する子どもの実態に合わせ、必要なコースは2名配置してください。

## 3. より豊かで安全な学校給食を、子どもたちに保障してください。

①府立支援学校における学校給食調理業務の民間委託化はやめてください。

②民間委託化された各府立支援学校の学校給食を自校直営方式に戻してください。当面、契約更新時に混乱が生じることのないよう、調理従事者資格要件や経験年数の大幅な引下げをおこなった仕様書を元に戻してください。また、安全で充実した給食が実施できるよう人的対応などの具体的な手立てを講じてください。

③文部科学省「学校給食衛生管理の基準」にもとづいて、厨房の施設設備を抜本的に整備してください。

## 4. 医療的ケアの必要な子どもたちの、教育保障を充実してください。

①医療的ケアの必要な子どもたちが在籍する学校をはじめ、必要とされる府立支援学校においては、府独自に看護師を配置してください。医療的ケアが必要な児童生徒が希望する場合、知的障がい支援学校に入学できるようにしてください。

②府立支援学校の看護師については、正規の学校職員として独自に定数枠を設けて配置してください。当面、引き続き臨時技師(看護師)の賃金等の待遇改善を継続するとともに、その内容を早急に拡充してください。

③泊を伴う行事への看護師の付き添い予算を増額してください。また、医師の付き添い措置を予算化してください。

④医療的ケア通学支援事業においては、児童生徒の通学保障・通学途上での安全面、保護者の負担の軽減、看護師の確保など、制度が確かなものとなるよう予算措置を講じ、大阪府が責任をもって実施してください。とりわけ、大阪府として必要な看護師を確保してください。

## 5. 大阪府学校教育審議会支援教育部会が開かれ、「今後の府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について」が議論されています。既存の学校・寄宿舎を存続させ、さらに充実させてください。学科の再編などを検討する場合は、当該の学校・教職員及び当事者・保護者の意見を踏まえ、充実させる方向ですすめてください。

## 6. 府立支援学校の通学区域割の変更によって、福祉サービス(ショートステイの送迎等)の利用が制約されている実態を改善するよう、必要な措置を講じてください。

## 7. 手話言語条例の制定を踏まえ、聾学校(聴覚支援学校)の教育環境の拡充を図ってください。

①障害児教育の特殊性、専門性を踏まえて、同一校勤務の年限を理由とした強制的で機械的・画一的な人事異動を行わないでください。

②聾学校(聴覚支援学校)においては、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」に基づき、手話が言語としてあたりまえに機能する環境を整備してください。聴覚障害(ろう)児対応だけではなく、聴覚障害者(ろう)の保護者の対応はもちろん聴覚障害(ろう)者の教職員のため

に、手話通訳者(手話通訳士または大阪府登録手話通訳者)を配置してください。

③聾学校(聴覚支援学校)のスポーツ(クラブ)活動に、デフリンピアンやデフアスリートおよびデフスポーツ関係者や大阪スポーツ賞・大阪府知事表彰受賞者を指導者として招くなど、聞こえない子どもがロールモデルと接する機会を保障してください。

8. 厚労省・文科省の「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」に則り、聴覚支援学校での早期教育相談を充実させるため人員を措置してください。
9. 聴覚支援学校以外の支援学校を卒業したろう重複障害者についての実態を把握するとともに、手話言語にアクセスできる環境を整えるように対策を講じてください。
10. 後期中等教育を拡充してください。
  - ①支援学校高等部卒業後の一般就労者の実態を明らかにしてください。また、入学者選抜制の高等支援学校の進路の実態を明らかにしてください。進路支援・移行支援・定着支援などの教育課題を明らかにしてください。
  - ②高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障をすすめてください。
    - ア) 府立高等学校に在籍する発達障害をはじめとするすべての障害のある生徒の実態把握をおこない、適切な教育課程や教材の準備、専門性をもった教職員の確保や定数措置、施設・設備などの条件整備をすすめ、教育環境を改善する等、必要な施策を講じてください。
    - イ) すべての府立高校にエレベーターの設置など、障害のある生徒が安全・安心に高校生活が送れるよう施設設備を充実してください。
    - ウ) 府立高等学校に在籍する障害のある生徒の支援のための、支援員や専門家の巡回相談などを導入するとともに、通級指導教室を増やしてください。
    - エ) 府立高等学校で実施されている通級指導について、対象者数・障害の状況・教員の配置・教育課程・単位認定・施設設備・合理的配慮等、状況を明らかにしてください。
    - オ) 高校への「知的障害のある生徒の受け入れ」にあたっては、本人の学習権と発達権を保障するために専門性を持った教職員の配置と教育条件の整備を行ってください。
  - ③早期からの現場実習や一般就労に偏重した高等部教育を改め、卒後の生活の充実と働きつづける力につながる青年期にふさわしい教育を充実してください。
  - ④高等支援学校の進路選択にあたっては、本人の学びを通した意思決定を最大限尊重した進路支援を行ってください。一般就労に固執した進路指導や「100%一般就労をめざす」教育目標を改め、本人・家族の理解と納得にもとづく支援を行ってください。
  - ⑤支援学校高等部と高等学校を安易に併置するのではなく、支援学校を建設してください。
  - ⑥高等支援学校の選抜試験も、他の府立高校と同様に追試験を受けることができるようにしてください。
11. 進学を希望する生徒・保護者のニーズを受けとめ、高等部に専攻科を設置することで、府内高等学校と支援学校高等部の卒業者の進学率の格差を是正してください。
  - ①府立支援学校を新設する際には、高等部(普通科)に専攻科のある支援学校を整備し、専攻科の教職員を配置してください。また、国に対して聴覚・視覚特別支援学校以外の公立支援学校高等部にも専攻科の設置ができるように教育環境の整備や教職員の確保を行うようにはたらきかけてください。
  - ②早期からの現場実習や一般就労に偏重した高等部教育を改め、人材育成ではなく人格形成をめざし、卒後の生活の充実と学び続け、働き続ける力につながる青年期にふさわしい教育を充実してください。
  - ③高等支援学校での進路指導に当たっては、本人の学びを通した意思決定を最大限尊重してください。また、生涯学習の保障という観点からも“福祉型専攻科”事業合同説明会や「おおさか学びの場交流会」のチラシを配布することによって高等支援学校の生徒・家族にも情報を公表し、進路選択の自由を保障してください。
  - ④支援学校高等部・高等支援学校卒業生の進路追跡調査を行い、離職の実態やその理由を明らかにしてください。また、進路実態にもとづく高等部教育のあり方を検討し、進路支援・移行支援・定着支援などの教育課題に取り組んでください。
  - ⑤府教委として障害福祉サービスを活用した卒後の「福祉型専攻科」や「学びの場」の実態を把握し、高等部卒業後の教育年限の延長や生涯学習の充実に取り組んでください。また、「卒後の学びの場・専攻科を実現する会」や関係者との懇談の場を設けてください。

12. 大阪府並びに大阪府教育委員会として「平成 30 年度 文部科学省委託事業『障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究』報告書」(平成 31 年 3 月大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課)の趣旨を踏まえ、関係する生徒・保護者や教職員、府民への情報提供や国への提案を積極的に行ってください。
- ①大阪府並びに大阪府教育委員会として上記「報告書」の趣旨並びに「学びの場」公表の意義を踏まえ、「学びの場」ホームページの存在を特に学校教育関係者や障害福祉関係者に周知徹底してください。また、「福祉型専攻科」事業合同説明会(大阪府・大阪府教育委員会後援)の情報(チラシ)がすべての府立特別支援学校の生徒・保護者、教職員に進路の選択肢の一つとして情報提供されるように各特別支援学校に対する指導・助言を積極的に行ってください。また、大阪府立高校及び私立高校の進路担当教員への学びの場の情報提供も行ってください。
  - ②同様に府内中学校支援学級卒業生の約 8 割が進学するといわれる府内高等学校の進路担当教員並びに支援を必要とするすべての障害のある生徒とその保護者にも進路情報として卒後の「学びの場」の情報提供を行ってください。また、小中学校の支援学級に在籍する児童生徒の保護者にも学校の進路説明会等を通じて「学びの場」の情報提供が行われるようにしてください。
13. 2022 年 4 月 27 日文科省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」以降の特別支援学級の削減を改め、障害児教育を受ける権利の保障に必要な特別支援学級の増設置を行ってください。
- ①「通知」で示された授業時数は目安であり、子どもの障害の状況や保護者の願い、これまでの経緯などに応じて支援学級への在籍も可能であることを、市町村教育委員会に周知してください。
  - ②法令や通知で示される「障害の種類及び程度」を入級制限するものとして扱うことなく、子どもや保護者の願いに応じた就学・入級の判断を行ってください。
  - ③学びの場の決定にあたっては、子どもの障害の状況や保護者の願いを十分に考慮し、それぞれの必要に応じた判断をするよう、市町村にはたらかせてください。強引な学びの場の変更や強硬な手続き的合意により、保護者や子どもが不安や不利益を被ることがないようにしてください。万が一、そうした事態が起こった際には、市町村向けに通知を発出した府教委の責任で事態の収拾にあたってください。
  - ④今回の通知を受け、支援学級から通常の学級に在籍を変更した子どもについて、支援学級での指導が必要とされる場合には、すみやかに支援学級に在籍できるようにしてください。
  - ⑤支援学級・通常学級などの学びの場が変更された際に、教職員配置の大幅な減少が起こらないようにしてください。
14. 「発達保障ならびに教育保障」の観点にたった適切な就学支援をおこなうために、府および市町村に就学支援委員会を設置し、民主的に運営してください。市町村が行う発達相談・教育相談に、費用の補助を行ってください。
15. 障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第 81 条・学校教育法施行規則第 137 条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、実態に応じた教員の加配を含め、支援学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置(介助員制度等)に見合った大幅な教職員増をおこなってください。
- ①特別支援学級定数改善や、学級編制基準が同じ複式学級同様 2 学年での学級設置など、支援学級の編制基準の改善を文部科学省に要望してください。府独自でも改善し、1 学級の定数を引き下げてください。
  - ②在籍者が一人でも障害種別で支援学級を設置することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。児童・生徒の属する学級種別の判断は、学校からの申請を十分に尊重して行ってください。
  - ③在籍する児童・生徒の実態に応じて、運営や指導の困難さを抱える学級、あるいは学校に教員を加配してください。
  - ④同一種別で在籍予定者が 9 名の場合は、2 学級設置することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。
  - ⑤年度途中の児童・生徒の増加にあたっては、新設・増学級をおこない、必要に応じた教員配置をおこなってください。
16. 発達障害のある子どもの増加や個々の特別な教育的ニーズに応じた支援・指導へのニーズの高まりを踏ま

え、通級指導教室の整備・拡充を進めてください。

- ①通級指導教室を全ての小中学校に設置してください。設置に当たっては、特別支援学級の削減を意図するようなことがないよう厳に注意してください。
- ②通級指導を受ける子どもが少数の場合でも通級指導教室の設置を行うようにしてください。
- ③通級指導教室を利用する子どもの数に応じた複数設置が、義務標準法第七条五項に示される数を念頭に、各校で行われるようにしてください。
- ④通級指導教室の設置にあたっては、教室の確保や必要な教材・教具の手配等の環境整備を行うよう、市町村に指導してください。
- ⑤通級による指導担当教員の配置定数の改善を行うよう文科省に要望し、府独自でも改善を図ってください。

17. 障害児教育・特別支援教育の専門性や継続性を尊重してください。

- ①支援学校・支援学級・通級指導教室・通常の学級、どこで学んでいても、その子に必要な教育課程・教育条件を保障してください。また、支援学級担任、通級指導教室担当教員の専門性向上を図ってください。
- ②全ての教職員が発達障害についての理解を深め、一人ひとりの子どもの特別なニーズを理解し、子どもたちが自分に必要な環境で教育を受ける事ができるようにしてください。
- ③教員採用選考に支援学級採用枠を設けてください。
  - ア)希望する場合は支援学級担任として転勤できるよう市町村教育委員会に働きかけてください。
  - イ)支援学級担任の継続年数を延ばすことができるよう、市町村教育委員会を指導してください。また、継続して担任する事の大切さについて、各学校長が研修できる機会を持ってください。
  - ウ)支援学級担任の講師率を把握するとともに、できる限り正規の職員が担任することが望ましいことを各学校長が研修できる機会を持ってください。
  - エ)病気休暇や産・育休、年度途中の退職などによる支援学級担当教員の欠員不補充をなくしてください。
- ④就学に際して、「一度入学したら、小学校は6年間、中学校は3年間は同じ学校で」と言われますが、法令通り、転学に関しては、「学びの場」を固定なものとせず、「発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟」にできることを保護者・教職員に周知するとともに、そのための方策を検討してください。
- ⑤支援学級在籍者を含めると、35人、40人の定数を超える通常学級をなくすよう、弾力的運用だけでなく、教員を加配してください。
- ⑥政令指定都市を含め、医療的なケアや医療的な見守りを必要とする子どもたちのいる学校に看護師を配置してください。支援学校のように、泊を伴う行事にいつも子どもと関わっている看護師が付き添いできるようにしてください。医師の付き添い措置を予算化してください。

18. すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・支援学級・通級指導教室の増設、20人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

- ①小中学校の通常学級を20人以下の学級にするとともに、特別支援教育支援員の増員など、通常学級に学んでいる障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。
- ②施設・設備の基準を設け、その改善・充実をはかってください。特に、肢体不自由児が在籍する全ての学校にエレベーターを設置するよう、市町村教育委員会に働きかけてください。
- ③特別支援教育コーディネーターを専任で配置し、保護者の教育相談や療育等との連携をさらに充実できるようにしてください。
- ④特別支援学級や通級指導教室を利用しない、不登校や特別な支援の必要な児童・生徒の居場所となるような教室を整備し、専任で対応できる教員を配置してください。
- ⑤チャレンジテスト、学力調査等、競争をあおるような教育をやめ、これまで通常の学級で学ぶことができていた障害のある子どもたちが、通常の学級から排除されている状況を改めてください。

19. ろう児童等が在学する学校による手話習得機会確保促進の観点から、単に学級数や児童生徒数の把握にとどまるものではなく意思疎通のための手段について手話言語を選択した児童等が在学するか、またその数についてまで把握し結果を報告してください。

20. 小中学校において、新型コロナウイルスの拡大時を想定し、緊急時に対応できる学校体制の整備と日頃からの条件

整備を行ってください。

- ①緊急時に教職員の安全を確保しつつ、子どもたちの実態に即した適切な支援が行えるよう、日頃から緊急時を想定して人的配置や物的措置を講じてください。
- ②障害のある子どもたちの命・くらしの安全が、緊急時においても保障されるように、学校、保健所、医療体制、障害福祉施策を抜本的に拡充してください。

### ＜放課後保障＞

21. 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを大阪府においても促進し、家族と府立学校や各市町村の学校と事業所との連携が図れるようにしてください。

- ①子どもの支援に関して、保護者や事業所が希望した場合、スムーズに懇談ができるように学校への働きかけをしてください。
- ②不登校の状態にある障害児に対して、放課後等デイサービスと学校及び家庭と連携を図りながらきめ細やかな支援を行えるように連絡の窓口を設ける等、対策を講じてください。
- ③送迎を円滑に行えるように、下校時間や行事について細やかに情報交換が行えるようにしてください。災害による緊急時への対応や送迎の行き違いによる事故防止のためにも、事業所への情報のメール配信を市町村立の各校でも行えるようにしてください。
- ④先生との懇談や学校と事業所間での連絡の取り方（メール配信等）、情報共有等の対応に学校によってばらつきがあります。各校と連携がスムーズに図れるようにしてください。

22. 放課後等デイサービスについて、現場の声を聴く機会を設け、実態を踏まえて下記のことを国に要望してください。また、府としてできることも行ってください。

- ①加算で成り立つ制度ではなく、基本報酬で、職員の雇用を守り、事業所の運営ができるように基本報酬の増額を国に働き掛けてください。
- ②子どもの急な欠席の場合、収入が減りますが、職員配置は必要なため財政に影響します。「欠席時対応加算」の拡充を図るよう国に働き掛けてください。
- ③「個別サポート加算Ⅰ」に関しては、指標の判定についても市町村でばらつきがあります。市町村に対して、子どもの状況を把握し、適切に判定するよう働きかけてください。
- ④「個別サポート加算Ⅱ」については、要保護児童へのきめ細やかな支援を行っている事業所が加算取得しやすいような仕組みを検討するよう国に要望してください。現行の「保護者の同意を得る」などの条件では、実態に見合った活用には至りません。家族への支援にきめ細やかな配慮や連携が必要であることを踏まえて、報酬請求の要件と報酬単価を見直すように要望してください。
- ⑤「送迎用バス置き場防止を支援する安全装置」について、事業所においてはその操作に手間がかかり、子どもから目が離れてしまい、危険があるという現状があります。設置状況や設置による効果の有無など大阪府として把握されている現状を教えてください。また、国に現状を調査し結果を公開するよう働きかけてください。

### ＜障害者総合支援法＞

23. 障害福祉現場では慢性的な働き手不足が続いており、事業継続が困難になっている事業所も増えている現状を早急に改善してください。

- ①居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に足りないため、利用者からの希望に応えることができないケースが多くなっています。大阪府として実態把握に務めるとともに、不足状態を解消しヘルパーが安心して働き続けられるよう国に強く働きかけてください。
- ②障害福祉現場では慢性的な働き手不足が続いており、事業継続が困難になっている事業所も増えています。大阪府として福祉人材確保に向けた総合的な計画を立てて実行してください。民間福祉施設で働く

職員に対して、夏季冬季の手当支給など府独自の施策を実施してください。

- ③本来、介護の質の向上や職員処遇に充てられるべき報酬から、有料の職員紹介業者へ高額な紹介手数料を支払わないと職員が確保出来ません。その為、施設経営が逼迫しています。紹介手数料の上限や返還方法の規制、転職斡旋の禁止などを確実に指導するよう国に働きかけてください。
- ④障害者総合支援法第1条が定める、「個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことが出来るよう」に、居宅内だけに限らず、入院時、通勤・通学支援はもちろん、障害者自らが育児や家族支援等の「ケアをする権利」を含め、様々な社会的役割を果たすためのホームヘルパー利用を認めてください。また通院介助時に院内介助を制限することは絶対にしないでください。
- ⑤障害者が入院した際、買い物や洗濯など生活上の支援や普段から慣れた者しか行なえない介護は、(医師の求めにより)福祉制度のヘルパーが行なえるようにしてください。また、退院間近の慣らしの外出や自宅への一時帰宅に、福祉制度のヘルパーが利用できるようにしてください。その際は重度訪問介護の利用者に限定せず、必要な人に必要な支援が提供できるようにしてください。

24. 職員処遇改善や報酬の改善について国に粘り強く要望をあげてください。

- ①処遇改善加算を基本報酬に入れ、報酬の使途、人件費比率の下限、利益率の上限など、福祉における営利を制限する仕組みを作ってください。
- ②報酬改定については福祉の向上に資する改善であったかを検証し3年を待たずに改善が必要な事項は直ちに実施するよう国に求めてください。

25. 障害福祉事業者に対して、引き続き万全の感染症対策を整えるとともに、感染症の蔓延時の障がい児者への対応を充実させてください。

- ①5類移行後も、特に感染や重症化のリスクが高い障害者・福祉事業所職員に、希望に応じてワクチン接種が無料で受けられるようにしてください。また医療機関でPCR検査が無料で受けられるようにしてください。また、高額となっている治療薬への費用補助を行ってください。
- ②コロナ禍での保健、医療のひっ迫状態を引き起こした事を教訓にして、感染症等対策の保健衛生の柱となる保健所を各市町村に設置する等、保健所体制の拡充を図るとともに、医療体制の充実を図ってください。
- ③障害当事者がコロナ罹患時等の非常時(災害時も含めて)にヘルパー等の必要な支援が受けられる特別な支援体制を大阪府・市町村の共同で構築してください。
- ④新型コロナウイルス感染症が5類に移行した以降も、障害者施設においては感染症対策を継続しています。大阪府として対策に係るかかり増し経費への補助を行ってください。

26. 高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減策(新高額)の対象者を特定できていない府内市町村が存在するなど、必要な人に制度が行き届いていない現状があります。府として状況を把握し、府内市町村に対して必要な助言・情報の提供等行ってください。

27. 障害福祉サービスにおける府内市町村の指導監査の実施状況(市町村への助言件数や市町村からの具体的相談内容等)を明らかにしてください。指導における市町村格差が生じないようにしてください。

28. 高次脳機能障害者への支援策を拡充してください。

- ① 高次脳機能障害者を含む中途障害者に偏りがちな「利用料一割負担」を廃止するよう強く国に要望してください。あわせて和歌山市で実施されている、就労施設を利用する在宅障害者の経済的負担の軽減を図り、就労支援、社会参加の促進及び自立を図るため、利用者負担額の全部又は一部を助成する制度である『和歌山市障害者就労施設利用者負担助成制度』のような府独自の救済策を講じてください。
- ② 中途障害者への支援について、当事者や家族、支援者(ケアマネ、相談員等)が市町村に相談をした際、福祉サービス利用に関する誤った説明や不適切な対応をされることが複数件生じました。いずれも中途障害者への支援の経験が豊かな事業所の指摘によって、市町村での対応に誤りに誤りがあったことが確認されました。障害者施策・介護保険施策の適用関係も含め、当事者が希望するサービスを受けることができるよう、中途障害者の福祉サービス利用の実態を府として把握して、市町村が適切に対応できるよう働きかけてください。

29. 自立訓練事業を活用した「学びの場」に対応した制度を拡充してください。

- ①自立訓練事業を活用した学びの場の支給決定期間の更新に当たっては、利用者・家族のさらに学びたいとのねがいが受けとめられるように、市町村・市町村審査に「自立訓練(生活訓練)に係る支給決定期間の

更新の取り扱いについて」(令和3年3月26日、厚生労働省・事務連絡)の趣旨を徹底してください。また、利用期間2年の有期限を4年間の延長が可能となるよう国に強く働きかけてください。引き続き「卒後の学びの場・専攻科を実現する会」や関係者と、大阪府福祉部障がい福祉室との懇談の場を設けてください。

②障害福祉サービスを活用した学びの場に通う学生(利用者)には通学定期や各種学割がありません。大阪府として「支援学校等卒業後の学びの場ホームページ」で認証した学びの場の学生に「在学証明書」並びに「通学証明書」を発行するとともに、JR西日本や関西鉄道協会などにはたらきかけ通学定期や学割が利用できるようにしてください。大阪府として市町村に対して交通費等を一部支給する更生訓練費給付事業を実施する市町村が拡大するように働きかけるとともに、学びの場に通う学生の通学負担軽減のための補助金を創設してください。また、大阪府として通学(通所)保障のための施策について卒後の学びの場・専攻科を実現する会と懇談する機会を設けてください。

③学びの場に通う障害のある青年たちに行き届いた丁寧な支援ができるように職員配置基準と報酬単価を見直し事業の継続が図れるように、国に働きかけてください。

30. 泉州聴覚障害者センターなんなんや北摂聴覚障害者センターはくはくの「生活介護事業」や「就労継続支援B型事業」は、重複聴覚障害者や高齢聴覚障害者が利用しています。送迎範囲は広域にせざるを得ず、車で片道1時間かかる利用者の方もおり、その送迎費用は全て事業所負担となっています。国に対して「送迎加算」の拡充を要望していただいているとのことですが、専門施設の利用の必要性和送迎加算の拡充を今後も強く国に要望してください。

31. 次期報酬改定で就労継続支援B型への「時間刻み報酬」導入に断固反対します。「北摂聴覚障害者センターはくはく」や「泉州聴覚障害者センターなんなん」「京阪聴覚障害者センターけいけい」は就労継続支援B型でありながら制度の狭間に取り残されたり高齢者に対し、介護保険の代替的なサービスを提供しています。時間刻みを導入すると、障害特性に応じた支援を提供している事業所は軒並み潰れてしまいます。

32. 短期入所事業を整備・拡充してください。

①【文書】医療的ケアが必要な人への短期入所が決定的に不足しています。府として設置が促進されるような施策を講じてください。

②緊急時はもとより将来の親子の自立(自律)に向けて、児童が利用できる短期入所施設を増やしてください。また、レスパイト対応や外泊の体験ができるよう障害者の短期入所の整備を進めてください。

③重度の知的障害や強度行動障害のある人が安心して利用できる施設・設備・環境の整った短期入所施設が開設できるよう、大阪府として助成制度を創設してください。

④学びの場の学生は、自らの自立(自律)にむけた生活や親子関係が築けるようにショートステイの利用について積極的に学んでいます。「じりつしたい!」とねがう学生と家族が身近に利用できるショートステイ事業所を増やしてください。

33. グループホーム制度を拡充してください。

①昨年の2024年報酬改定ではグループホームの基本報酬は区分5以下が大きく下げられました。このままでは重度高齢化に対応した支援の見通しが立てられません。日割り報酬ではなく、月額報酬にするとともに、全区分の基本報酬を大幅に引き上げるよう国に求めてください。グループホームは週末の帰省や病気等で利用者がいない時でも職員の配置は必ず必要です。グループホームは、殆どが小規模で運営への影響も大きいので、早急に改善を図ってください。

②2024年報酬改定において、行動関連項目18点以上の強度行動障害者の重度障害者支援加算の必須条件である中核的人材職員研修を大阪府でも早急に開催してください。

③高齢化・重度化に伴い、平日・休日問わずホームでの日中支援が必要です。その上、複数職員での対応が必要なホームも増えています。「日中支援加算」については、平日に通所事業所を休んで支援した日だけしか加算が付きません。祝日・休日等、グループホームで行った全ての日中支援について加算が適用されるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。

④グループホームの夜間に、複数職員が配置できるよう国に働きかけてください。また夜間1対1の支援が必要な人への夜間支援加算をもうけるよう国に働きかけてください。

⑤「日中サービス支援型グループホーム」について、重度の利用者を支援するには夜間支援の報酬が少ないことなどその改善を国に働きかけてください。また、「日中サービス支援型グループホーム」だけでなく、

「介護サービス包括型」においても、高齢化・重症化に対応できるよう報酬制度の充実・見直しを国に働きかけてください。

- ⑥グループホームで暮らす障害者の通院・入院への支援が行えるようにしてください。グループホーム入居者の通院等介助の制度は月2回が限度ですが、高齢になって複数の病院に通院が必要な人も増えていることを踏まえ通院回数と時間を増やしてください。また、通院介助は、慢性疾患の定期通院のみになっているので、緊急の通院には利用出来ない制度となっています。ホームの職員が通院支援する場合にも使える加算を作り、緊急時の対応ができるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。
- ⑦グループホーム内での個別でのヘルパー利用については、利用者への専門的な支援とともに、複数の支援を入れることで、支援の客観性が保たれる利点があります。また、利用者の個別の課題にも対応できる支援です。現在の特例の経過措置ではなく、必要な人にはサービス提供を継続できるように制度を恒久化してください。
- ⑧大阪府としてグループホーム職員確保のための特別な対策を講じてください。
- ⑨グループホーム開設のための土地購入・建設補助、大幅改修費への大阪府独自の補助を行ってください。また、開設にあたって、地域への説明や合意形成を事業者にゆだねるだけでなく、もよりの市町村も積極的に地域への理解を広げるよう指導してください。
- ⑩大阪府は全国的にも家賃が高く、国のグループホームの家賃補助制度 1 万円では利用者の負担軽減につながりません。国に家賃補助の増額を要望すると共に、大阪府でも独自の家賃補助を検討してください。
- ⑪今年度も大阪府の「重度化対応の為に施設整備・修繕に補助(最大 180 万円)」が行われています。今年度の補助要件では重度者の新規入居が前提となっていますが、現在入居中の障害者の重度化・重複化も補助対象とし、来年度以降も引き続き補助制度を継続・拡充してください。また、スプリングや介護浴槽等も補助対象として認めてください。
- ⑫国が提案している、本人が希望する一人暮らし等に向けた支援については、「通過型グループホーム」の新設ありきではなく、現行のグループホームでの一人暮らし等に向けた支援の機能強化や現行制度の拡充を検討するよう国に働きかけてください。
- ⑬今年度から義務化された「地域連携推進会議」について、地域の団体や関係者の参加実現の為に、「自治会」「民生委員・児童委員協議会」「福祉委員会」等への協力要請を各市町村に行うよう働きかけてください。

34. 入所施設を必要数整備し、入所待機者を早急に解消してください。

- ①児童施設の超過齢者も含めた大阪府内の施設入所待機者の状況を明らかにするため、「令和 6 年度施設入所の待機者に関する実態調査」に相当する調査を毎年継続して実施してください。児童施設の超過齢者も含めた施設入所待機者の暮らしの実態を把握して、待機者の解消に見合った入所施設を整備するとともに、次期障害福祉計画で待機者解消に向けた入所施設の計画的な整備方針を示してください。
- ②年々深刻さを加える家族介護から、家族が暮らす身近な地域での社会的介護による暮らしに移行できるよう、入所施設を含めた社会資源を計画的に整備してください。自宅やグループホームでの暮らしが難しい重度の知的障害や強度行動障害のある人に対応できる入所施設を整備・建設してください。
- ③医療的ケアの利用者を受けとめることのできる障害者のくらしの場の整備を府の責任で行ってください。また、看護師配置が可能となる補助制度を創設してください。
- ④基本報酬の引き上げを国に求めてください。また、夜間の体制が厚くできるよう、加齢や重度化の支援実態に合わせて補助を行ってください。
- ⑤入所施設で暮らす障害者が通院・入院した際に必要な支援が行えるよう、職員配置基準の改善を国に働きかけるとともに、大阪府としても独自の加配制度を設けてください。
- ⑥施設入所支援を提供する施設の生活介護の支給決定量について、実態に合わせて 31 日の支給決定を行うよう国と市町村に働きかけてください。

(ア) 知的障害のある方が平日に受けている食事や排せつ・入浴等の直接介助や、てんかん発作・ふらつきで転倒しないか、食べ物をのどに詰めないか、薬を飲んでいるか等の見守り支援は、土日祝日になくなるわけではありません。職員の直接介助や、危険を未然に防ぐための常時・または継続的

な見守り支援があつてこそ、知的障害のある人は安心した暮らしができています。人によって必要の程度は異なりますが、実態に合わせて31日の支給決定を行うよう市町村、国に働きかけてください。

(イ)現状の施設入所支援の配置基準・加算だけでは、入所しているろう重複障害者への支援体制を十分に確保できません。入所者の充実した生活を保障する為、生活介護を開所していない日中にも、ろう重複障害者への情報保障、生活支援や相談、余暇活動や行事等の取り組みを行っています。施設入所支援の報酬を生活介護並みの配置ができる報酬に引き上げてください。または、昨年度の大阪府交渉の回答の中での例外として「市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。」ということですが、例外扱いではなく、施設入所支援を提供する施設の生活介護の支給決定量について、基本的に31日の支給決定を行うよう市町村と国に働きかけてください。

⑦「地域における障がい者等の支援体制の再構築に向けた提言」(令和5年3月、府自立支援協議会)に基づき、重度化・高齢化に対応した設備改善への補助を実施してください。

35. 入所施設からの地域移行を進める際は本人の意思を尊重し、希望しない場合は大阪府内の自治体や相談支援事業所、入所施設が地域移行を押し付けることのないように指導・助言してください。本人が希望する場合でも、家族のサポート・支援ありきではなく、公のサポート・社会資源により地域での生活ができるよう、十分な整備を行ってください。また、国に対してすべての入所者を対象とした地域移行支援の義務化や地域移行支援の報酬を見直すように求めてください。

36. 相談支援事業の拡充を図ってください。

①大阪府として相談支援専門員の業務実態を把握して、過重労働の解決にむけた対策を国に求めるとともに、大阪府としても必要な措置を緊急に講じてください。

②「主任相談支援専門員配置加算」について、「加算を取るぐらいならもう1ケース取る方がよい」という声から事業所から上がっています。市町村によって加算の判断基準が異なり対応に困るという実態も聞かれています。相談支援事業所の加算取得の実態を把握し市町村格差が生じないよう大阪府として対策を講じてください。

③相談支援に求められている業務内容・業務量に見合ったフォローアップの体制が取れないなど、人材育成に係るシステムの拡充は喫緊の課題です。何回も同じ更新研修をするのではなく、経験年数やキャリアに応じた研修システムを確立してください。

④国からの加算等の具体的な条件明示が遅く、市町村の受給者証発行に間違いが生じたため、再発行を余儀なくされる事態が多数生じました。相談員等の現場の声を踏まえて制度の円滑な運用が図られるよう対策を講じてください。

⑤【文書】「特定相談支援」の下では、相談支援機関がニーズアセスメントをする前に、障害支援区分が確定しており、各行政の支給決定ガイドラインにより本人の利用できる福祉の種別と量(時間)が決まります。そのため、多くの相談支援機関は、その支給決定の範囲で利用できる支援の紹介にとどまっています。本人主体のアセスメントに基づき、日常生活を送るための支援が決定できるシステムに改めるよう、国をはじめとする関係先に働きかけてください。

⑥行動障害等が激しい障害のある子どもを持つ家庭は深刻な状況で、特に母子関係は切羽詰まっています。虐待に至るケースもあります。子どもを安全に保護する入所施設が不足しており、保護先が見つからず、グループホーム利用を求められることもあります。本来は障害児施設への入所が必要です。障害のある子どもが安全に過ごすことができる施設を整備・確保してください。

⑦消費税対象事業となっている「基幹相談支援事業」「委託相談事業」は、第二種社会福祉事業に戻すよう国に早急に働きかけてください。

⑧重複聴覚障害者や高齢聴覚障害者の計画相談を行っている「相談支援センターなんなん」について、「生活介護事業」や「就労継続支援B型事業」と同様、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」を創設するよう国に働きかけてください。

⑨市(区)町村が指定する特定相談支援事業所においてろうあ者の相談支援専門員を配置するよう働きかけてください。

⑩ヘルパー等の制度利用をする本人(当事者)と親や家族や事業所との意見が食い違う場合は、本人(当

事者)の意思や思いに寄り添い、本人の意思が尊重されて、本人の意思決定ができて、関係性を創り維持等のきめ細かな支援のできる相談支援専門員の要請と相談体制の強化をしてください。

37. 補装具・日常生活用具を拡充してください。

- ①補装具・日常生活用具のJIS規格、制限列举方式、定額基準をなくし、機能補完、身体ケア、自立・社会参加の保障を踏まえて、個々のニーズ・要望に応えるものにして、耐用年数で一律に決定するのではなく個別因子や環境因子等の社会モデルを考慮した支給ができるようにしてください。また、住宅環境、職場環境の改善とも一体的・総合的に行えるようにしてください。
- ②生活の必要に応じた支給をしてください。「職業又は教育上等特に必要と認めた場合」に限定せず、必要に応じて複数の支給を可能としてください。複数支給の理由として「屋内用と屋外用の区別」が制度的に認められるようにしてください。また、障害の等級に捉われず生活実態に応じた支給決定を行ってください。
- ③補装具、日常生活用具の選択・作成・改造・修理・点検・リサイクル・相談・指導・教習・研究をトータルに行える「補装具センター」を圏域ごとに1カ所以上設置してください。その際、当該地域に責任を持ち、他センター、中央・地域の研究機関、医療機関、メーカー等と連携して障害者個々のニーズ、要望に応えられる体制を確保してください。
- ④重度の視覚障害者が加齢により難聴を併発した場合、軽度であっても生活に大きな支障をきたします。重度視覚障害者が難聴となった際には、大阪府として補聴器の購入費用を助成してください。
- ⑤「読書バリアフリー法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策に関する法律」の趣旨を尊重し、日常生活用具の視覚障害者用ポータブルレコーダーの障害等級の制限を撤廃して、希望するすべての視覚障害者が受給できるよう各市町村に働きかけてください。
- ⑥養護老人ホームに入所している重度障害者にも、必要に応じて「情報・意思疎通支援用具」の給付を認めるよう各市町村に働きかけてください。
- ⑦点字ディスプレイが盲ろう、および視覚単一の重度障害者にも、日常生活用具として給付するよう各市町村に働きかけてください。
- ⑧「大阪府読書バリアフリー計画」および「障害者情報 アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえ、府内各市町村において、点字図書価格差保障制度を見直し、障害の程度および読書形態を配慮して拡大図書や録音図書にも対象を広げ給付するよう各市町村に働きかけてください。とりわけ、今年創刊 102 年を迎えた日本で唯一の週刊点字新聞「点字毎日」(点字版)に加え、大阪府が実施している「電子版」(点字データ版)や(点字版)、読者が加齢により手指の感覚低下にともない触読が困難となった場合でも、継続して購読できるよう、「点字毎日」(音声版)を給付するよう働きかけてください。
- ⑨日常生活用具の給付について、特に聴覚障害者用屋内信号装置については「聴覚障害 2 級以上の者であって、聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者」と、聴覚障害 2 級以上を条件とする市町村が多いが、「聴覚に障害のある者」に変更するよう府内市町村に働きかけてください。
- ⑩入院時に看護師の配置等の状況により障害のある患者がトイレに行けない事態に対応するため、紙オムツの支給制度が柔軟に適用されるよう市町村に働きかけてください。

38. 移動支援事業を自立支援給付事業とするよう国に働きかけてください。

- ①隣接する市町村の報酬格差により生じる、ヘルパー不足や利用の偏りをなくしてください。
- ②全国どこでも同じ条件で利用できるようにしてください。
- ③宿泊を伴う外出にも利用できる等、利用範囲を拡大してください。
- ④居住自治体以外で入院中の外泊や外出での利用ができるようにしてください。
- ⑤【文書】施設・事業所等への通所に際して、すべての自治体で移動支援事業が利用できるようにしてください。

39 地域活動支援センターの制度を拡充してください。

- ①【文書】府内各市町村における地域活動支援センターの設置状況を調査し、運営に格差が生じないよう、運営に関する独自の上乗せ補助、通所費用への支援や家賃補助など、大阪府として必要な施策を講じてください。
- ②学校を卒業した後の障害のある人たちが、平日の夕方や休日に自主的な文化・スポーツ・芸術活動などを身近な場所で気軽に利用できる、「余暇活動支援センター(仮称)」の設置や、余暇活動への補助制度

を創設してください。余暇活動を支援する制度の創設を国にはたらきかけるとともに、卒後の学びの場や障害者作業所、会社からの帰り等における、障害者を対象とした自主的な余暇活動・居場所づくりに、「地域活動支援センター」事業が活用できることを府内自治体に周知徹底してください。

40. 地域で安心して暮らせるよう地域生活を支えるための「地域生活支援拠点機能」の整備方針を府の責任で策定してください。緊急時の対応には多様な困難に対応できる複数の支援者が必要不可欠です。そのために一定規模の入所型施設が地域生活支援拠点の中核的役割を果たすことができるよう、必要な支援・補助を行ってください。
41. 【文書】盲ろう者や聴覚障害者の福祉事業所利用について、大阪市は月 5000 円を限度(原則・定期券)として通所日の報告を条件に交通費を一部負担しています。大阪府でも同様の制度を創設してください。
42. 入院時コミュニケーション支援事業を改善・拡充してください。
  - ①対象者や支援者の拡大を行ってください。医療機関の理解も得られるよう制度の周知・徹底を図ってください。
  - ②入院時にヘルパー派遣が認められない場合、やむを得ず自己負担による支援を受けざるを得ません。入院時に洗濯や買い物等の支援を得るための費用助成制度を創設してください。
43. ユニットリーダー研修での手話通訳を大阪府の責任で配置してください。大阪府のホームページでも募集の案内が掲載されています。大阪府に問い合わせたところ実施団体との交渉と言われましたが、結果として受講者が手話通訳者を手配するようにとのことでした。
44. 手話通訳者の配置・手話の普及を進めてください。
  - ①大阪府内の市(区)町村に対し、市(区)役所、町村役場に正規雇用の手話通訳者を配置するよう働きかけてください。
  - ②府内の公共施設に手話通訳者を設置してください。
  - ③府内のすべての事業者到手話通訳者の役割や意義を周知徹底するよう働きかけてください。
45. 手話通訳派遣事業者の質を評価するためのシステムづくりをすすめてください。
46. 大阪・関西万博において、きこえない・きこえにくい人への情報提供を十分に行えたか当事者を交えて十分に検証を行い、結果を報告してください。
47. デフスポーツの普及発展を図ってください。
  - ① デフアスリートへの支援、競技環境の向上をはかり、もって、デフアスリートやデフアスリートを目指す者の可能性を広げることによりデフスポーツの普及・発展をめざす取り組みを行ってください。
  - ② 東京2025デフリンピック終了後にレガシーを構築し、末永く継承するための取り組みを行ってください。

## <介護保険>

48. 介護保険における「応益負担原則」を、早急に「応能負担」に改めるよう、国にねばり強く働きかけてください。障害福祉サービスを利用してきた障害者が65歳になって介護保険に移行したために、これまで経験したことのない負担が課せられることのないよう、大阪府として負担軽減措置を講じてください。
49. 介護保険優先原則(障害者総合支援法第7条)の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者(40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者)が、障害福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿って選択と自己決定による利用ができるようにしてください。
  - ①要介護認定等の申請を行わない障害者に対し、障害福祉サービスの打ち切りを行わないよう、市町村に働きかけるとともに、「要介護認定の申請を行わない障害者に対して障害福祉サービスを打ち切るとは違法」と判示した岡山浅田訴訟の司法判断に沿い各市町村を指導するよう、国に求めてください。
  - ②介護保険で不足するサービス量について、障害福祉サービスを上乗せするよう市町村を指導してください。また、市町村によっては、上乗せを認める対象者を「支援区分6・要介護度5以上」等の独自基準(ローカルルール)で制限しているところがあります。こうした基準をなくして希望する人にきちんと上乗せ支給が行われるよう市町村に働きかけてください。
  - ③視覚障害者の場合は、全盲の重度障害者であっても、現行の介護認定基準ではほとんどの者が要支援1か2と判定されます。大阪府として介護保険制度が改善されるまでの間、単独でサービス上乗せの助

成措置を行うとともに、障害者のQOLを低下させないために必要なサービスが利用できるよう、市町村に働きかけてください。

### ＜優生思想の根絶への取り組み＞

50. 旧・優生保護法による強制不妊手術をうけた全ての被害者の権利が救済されるよう、手立てを尽くしてください。

- ①二度と同様の問題を発生させないよう旧優生保護法による強制不妊手術について事務作業を担った大阪府の責任を明らかにすると共に、大阪府知事が被害者への対面による謝罪を行ってください。
- ②大阪府発行の「衛生年報」によると、府内の旧優生保護法による不妊手術を強いられた被害者は1237人以上とされ、この数は全国でも3番目に多いとされています。2024年7月3日の最高裁大法廷判決に沿い、1人でも多くの被害者を救済するため、大阪府として、積極的に被害者の掘り起こし調査を行い、把握した実態を公表してください。
- ③大阪府として、あらゆる障害のある人の尊厳と権利を保障し差別のない共生社会の実現に向け社会に残る優生思想の根絶に取り組んでください。大阪府障害者計画の見直しの際、優生思想を根絶する具体的な取組を盛り込み、幅広い府民に周知してください。
- ④いわゆる一時金支給法が、被害を受けたすべての人に行きわたるよう、現在の進捗状況を明らかにするとともに大阪府として必要な手立てを講じてください。兵庫県明石市で実施されているような独自の被害者支援施策を検討・実施してください。

### ＜所得保障・物価高騰対策＞

51. 食費・燃料費など生活関連資材の価格高騰に迅速に対応して、生活扶助費を引き上げるよう国に働きかけてください。
52. 障害基礎年金は物価高騰に追いつかず、実質の引き下げとなっています。そのような中、例えば外出支援時の交通費などは、障害者が支援者分も合わせた費用を負担しなければならないなど相当な負担増となる状況となっています。大阪府として障害者のくらしの実態を調査して、国にその対策を求めるとともに、大阪府として障害者への支援策を講じてください。
53. 障害福祉サービス事業所・施設等の安定運営のため、物価高騰対応策を大阪府として実施してください。近年の物価高騰下における福祉事業所の食事提供に係る自己負担の実態を調査し、利用者に転嫁しないでも従来水準の食事が提供できるように、食事提供に関する報酬を緊急に見直すよう、国に求めてください。また、福祉事業所の物価高騰支援策の実施について、大阪府として検討・実施してください。
54. 物価高騰が、一般就労が困難な障害者の暮らしに及ぼす影響について大阪府として調査するとともに、臨時給付金の支給などの救済措置を講じてください。

### ＜その他福祉制度＞

55. 療育手帳の新規発行・更新発行について、手続き・申請後の事務作業等を迅速に行い、早急に発行してください。
56. 大阪府内市町村における障害者手帳のカード化に向けた検討状況を明らかにしてください。また、実施に当たってはマイナンバーカードとの一体化を行うことなく、氏名の点字表示や切り込みを入れるなど視覚障害者に配慮するとともに、希望により従来の紙製の手帳も選択できるようにしてください。
57. 大阪府各部局および各市町村から視覚障害者家庭に送られてくる文書については、封筒表面に内容物の表題と担当部署名および連絡先電話番号(固定電話番号)を必ず点字と拡大文字で記入するとともに、夫婦

いずれもが視覚障害者の場合は、受取人の氏名も点字と拡大文字で記載するよう、合理的配慮の立場から各部局および各市町村に指導・周知してください。

58. 【文書】障害者優先調達推進法における2024年度大阪府の実績と、今年度の計画を明らかにしてください。また府内各自治体で、取扱いの差が生じないよう必要な措置を講じてください。

59. 盲導犬について、横浜市などで行われている費用補助制度が、大阪府でも行きわたるよう大阪府として費用の一部を助成する仕組みを創設してください。

## ＜まちづくり＞

60. 障害者が安心して移動できるよう公共交通機関の整備をおこなってください。

- ①大阪府として駅員の削減を進めている鉄道会社に対して駅員の削減を行うことによって合理的配慮の提供が損なわれることのないよう働きかけてください。
- ②大阪府内の複数駅において、駅員の無人時間帯が設定され、無人化が進められています。時間帯によっては他駅からの駅員の到着のために長時間待たねばならず、急を要する移動などに支障をきたしています。このような事態をなくすための手立てを講じるよう、事業者に働きかけてください。
- ③大阪メトロについては駅のホームがバリアフリー化し、スロープが無くても車両に乗り降りできるようになった反面、そのことによって駅員や車掌が削減され安全面で不安なところがあります。車いすの転倒事故等に駅員が対応できるよう、大阪府として事業者に働きかけてください。
- ④駅のバリアフリーのルートは、エレベーターの位置が分かりにくく、どのルートをたどればいいか迷路のような駅があります。すべての駅で改札からホームまで、あるいは乗り換え場所まで迷わないよう、駅員が誘導できるなどの体制を確保するよう事業者に働きかけてください。
- ⑤駅舎利用時、・視覚障害は常に駅員呼び出しボタンの位置が分かりにくい、・音声案内がおこなわれる頻度が少ない、・障害者割引切符の確認のため有人窓口まで行かなければならない、・出札時のエラーでアラームがなった際への対応が困難、などの不自由を抱えています。これらの不自由の解消のために必要な手立てを講じるよう事業者に働きかけてください。
- ⑥バリアフリー推進連絡会議等の場などを通して、年に1回、一斉に完全無人化・時間帯無人化・改札無人化のある駅はどこなのか等についての情報を公表してください。また、無人化による具体的な困りごとを大阪府として把握し、問題の解決を事業者に働きかけてください。
- ⑦タッチパネルによる装置に対応できない人のために、駅の券売機をタッチパネル式のみではなく、点字表記を施したボタン式券売機を必ず配置してください。
- ⑧整備重点地域を協議する体制を創設して、計画的にバリアフリー化を推進してください。当面は、京橋駅周辺地域を整備重点地域に指定して、ターミナル駅にふさわしい整備を行ってください。具体的には、地下鉄京橋～JR・京阪京橋駅までの乗り換え通路を、車いす利用者でも一般利用と同様に雨にぬれることなく行き来できるよう、エレベーターを設置してください。実態を把握するための調査を私たちも含めて実施してください。
- ⑨普段ほとんど使わない駅に視覚障害者が降りた時、ホーム可動柵があるので安心です。しかし、人がいなければどこに改札口があるのか、乗り換えるのにどちらへ行けばよいのかの確認ができません。可動柵に改札口などにつながる連絡ボタンをつけてください。
- ⑩府内鉄道事業者の改札無人化に伴い、モニター越しにオペレーターと会話する装置が設置されていますが、手話言語や文字による情報保障が不十分のため聴覚障害者は十分に利用することができません。各鉄道会社に十分な配慮を行うよう大阪府として働きかけてください。

61. 交通運賃割引の対象者を拡大するよう国及び関係機関に強く働きかけてください。

## <防災>

62. ろう者に対する以下の防災支援施策を拡充してください。
- ①情報支援者の確保
  - ②広域避難時におけるろう者に対応した1.5 次避難所の開設
  - ③府が作成した防災講義動画に関する手話言語による情報保障
  - ④市町村への福祉避難所に関する情報提供の働きかけ
  - ⑤市町村に対する避難所への「アイドラゴン4」導入の働きかけ
63. きこえない・きこえにくい人の防災士の拡大方策を講じてください。
- ①大阪府と大阪公立大学が連携し実施する「防災士養成講座」(大阪公立大学または和歌山大学主催)について、ろう者が受講する際は合理的配慮として手話通訳者による情報提供を行ってください。
  - ②ろう防災士を増やすため、当該講座の受講者にろう者枠を設けてください。
64. 視覚障害者に対する防災支援施策を整備してください。
- ①避難行動要支援者名簿の活用方法、管理方法等、記載事項等について、視覚障害当事者にしっかり情報が伝わるよう市町村に働きかけてください。
  - ②個別避難支援計画の拡充と、視覚障害者への避難誘導體制の整備を図るよう市町村に働きかけてください。
  - ③障害に配慮した収容避難所の整備と視覚障害者への情報提供とあわせ、補助犬と一緒に避難できる避難所の開設、障害者が安心して使用できるトイレ設備の整備等の環境整備を進めるよう市町村に働きかけてください。
65. 避難環境が整わないなどの理由で、やむを得ず在宅で避難することになる障害者に食料等の支援が行き届くよう市町村に働きかけてください。

## <医療>

66. 健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度を拡充してください。
- ①医療機関の負担上限額を復活させるとともに、月負担上限額を大幅に引き下げてください。
  - ②院外調剤の自己負担を撤廃してください。
  - ③中軽度の障害者を、制度の対象にしてください。
  - ④重度障害者医療費助成制度の果たしてきた役割に鑑み、コスト面からだけでなく重度障害者がこの制度をどのように活用し健康な暮らしに役立っているのか等の実態を調査してください。2018年4月以降の制度改定における障害児者・家族の暮らしへの影響について、大阪府として定期的に調査を行ってください。
67. 入院時食事療養費を治療の一環として位置付け、無料とするよう国に働きかけてください。
68. 障害者地域医療ネットワーク事業を充実させてください。同時に、この事業を広く障害者・家族に周知・広報してください。
69. 脳性麻痺の二次障害の頸椎症性頸髄症等の手術治療ができる医師や専門医療機関を大阪府内に確保するため、保健福祉室や障害福祉室が連携して具体的な手立てを講じてください。また、どの医療機関でどういう対応をして、どういう実績があるのかを調査して、当事者や家族、関係者に情報発信してください。障害者地域医療ネットワーク事業を充実させるとともに、この事業を広く障害者・家族に周知・広報してください。
70. マイナンバーカードの取得は任意なので、健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化することで取得を強制するのではなく、健康保険証も存続して併用できるようにしてください。
71. 障害児者のインフルエンザ、コロナウイルス感染症等の、予防接種ワクチン費用の補助を行ってください。
72. 障害児者の入院時に医療機関側から個室利用を求める際、個室料が患者負担とならないよう以下の措置を講じてください。

- ①障害の状況により実質的に多床室での対応が困難な場合については、患者本人の「治療上の必要」により個室へ入院させるケースとして扱い、利用者からの料金(「差額ベッド代」)徴収を行わないようにしてください。
  - ②上記のようなケースで「治療上の必要」と認める措置が講じられるまでの間、大阪府として個室等での入院が必要な障害者に対する特別室利用料の負担軽減制度を講じてください。
  - ③障害児者が入院治療が必要な場合に、家族等による支援と個室利用を求めるケースについては、患者に差額ベッド料を求めてはならないケースに該当することを、医療機関に徹底するように国・厚労省に対して求めてください。
73. 障害の特性をふまえた、各種診療が可能な総合病院を整備してください。
74. ろう者(施設入居者を含む)が医療機関を利用(受診・入院)する際、手話でのコミュニケーションが保障されるようにしてください。
- ①地方独立行政法人大阪府立病院機構の5病院(大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター)について2006年から手話通訳者が配置されていますが、当該通訳者の退職後、新規雇用がされないなどによって手話通訳者が不在となる事案が生じています。早期の採用を促し、手話通訳者の不在を解消してください。
  - ②府内の各医療機関(①以外の病院)に手話通訳者、手話ができる医療従事者、相談員などが配置されるよう働きかけてください。
  - ③各医療機関と市町村が連携して、手話を必要とする障害者の入・通院に際して市町村の登録手話通訳者が活用できるよう、市町村ならびに医療機関に働きかけてください。

## <労働>

75. 【文書】障害者雇用率の達成状況をふまえ、今後の障害者雇用についての大阪府の計画を明らかにしてください。
76. 「聴覚障がい者等ワークライフ(職業生活)支援事業」をより充実させていくために予算を増額してください。また、国として、同様の事業を行うよう、強く働きかけてください。
77. 大阪府として、重度障害者等就労支援特別事業について「2022年度以降」の進捗状況を教えてください。また視覚障害者が手続きに不便のないようにしてください。
78. マッサージ業における「無免許者」の取り締まりを、大阪府警生活安全課と連携して厳正に行ってください。

## <参政権>

79. 投票所への移動が困難な視覚障害者に対しては、点字による在宅郵便投票を認めてください。
80. 公職選挙法における視覚障害者への配慮を求めます。
- ①点字や拡大文字および音声による選挙公報の発行を法的に認めるよう国に要望してください。
  - ②投票箱に投票の種類を点字でも表示して、視覚障害者本人が確認できるようにしてください。
  - ③視覚障害者が点字による直接請求署名を行う場合、晴眼者による介助がなくても、単独で署名できるよう様式を整備するとともに、視覚障害者が署名の代筆を求めた場合、受任者による代筆も認めるよう、国に要望してください。
81. 選挙期間中は、投票所に出向きにくい障害者や高齢者などのために、リフト付きのマイクロバス・タクシーを配置するよう、市町村に働きかけてください。
82. 選挙期間中は、投票所に出向きにくい障害者や高齢者などのために、個々の家や施設を回る巡回投票が出来るようにしてください。
83. 投票所のバリアフリー化はもちろんのこと、座って投票できるように安定した椅子を置いてください。
84. 投票用紙は、鉛筆だけでなく、ボールペンでも記入できるようにしてください、また、スペース的に書きにくい人への配慮をした大きめの投票用紙を作ってください。

85. 投票箱は、出来るだけ自分で投票がしたいので、投票口の大きなものも作ってください。
86. 代理投票は、本人が読み書きできることを前提とするのではなく、候補者の写真などの文字情報以外の情報をもとに、投票したい人を指さしたり視線を送るなどのサインを用いて投票できるようにするなど、障害の状況や程度に合わせた方法を開発して実施してください。